

表5 国の行政機関が扱う手続（各府省等共通手続）

手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定	制度所管官庁における措置状況	利用システム名		手続の年間申請等件数		オンライン化状況					オンライン申請等件数		オンライン利用率(%)	備考	公的個人認証サービス導入状況		
								オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数	オンライン化の停止状況	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無					電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況	備考
				受付システム	処理システム	21年度	20年度						21年度	20年度					
行政文書の開示請求	申請等	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	e-Gov 電子申請システム	内閣府 汎用受付システム	146	29	16	146	○			1	0	0.685	平成22年3月30日			
開示の実施の申出	申請等	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第38号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	e-Gov 電子申請システム	内閣府 汎用受付システム	90	18	16	90	○			0	0	0.000	平成22年3月30日			
開示実施手数料の減額又は免除の申請	申請等	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令	「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	e-Gov 電子申請システム	内閣府 汎用受付システム	0	0	16	0	○			0	0	0.000	平成22年3月30日			
意見募集に対する意見の提出	申請等	行政手続法	制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	電子メール	—	0	0	18	0				0	0	0.000				
手続数合計			4			236			236				1						